

新 旧 对 照 表

変更前の小売託送供給約款	備 考
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) <u>2025 年8月1日実施</u> 東 京 ガスネットワーク株 式 会 社	変 更

変更後の小売託送供給約款
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) <u>2025 年9月1日実施</u> 東 京 ガスネットワーク株 式 会 社

現行の小売託送供給約款	備 考
2025 年 3 月 21 日付 20250207 資第 7 号 認可 2025 年 7 月 17 日付 504-2025:081 届出	変 更

変更後の小売託送供給約款
2025 年 3 月 21 日付 20250207 資第 7 号 認可 2025 年 8 月 21 日付 504-2025:090 届出

<附則>

現行の小売託送供給約款	備 考
1. 実施期日 この約款は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。 ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。 また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。	変 更

変更後の小売託送供給約款
1. 実施期日 この約款は、2025 年 9 月 1 日から実施いたします。 ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。 また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。

<（別表第 1）（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）>

現行の小売託送供給約款	備 考		
①袖ヶ浦・日立エリア イ 供給区域（行政区） <table><tr><td>茨城県</td><td>日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡（阿見町、美浦村）</td></tr></table>	茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡（阿見町、美浦村）	追 加
茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡（阿見町、美浦村）		

変更後の小売託送供給約款	
①袖ヶ浦・日立エリア	
イ 供給区域（行政区）	
茨城県	日立市、 ひたちなか市 、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡（阿見町、美浦村）

<（別表第 6）（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）>

現行の小売託送供給約款	備 考
（注2）1需要場所について1年間に託送供給するガス量が、熱量 46MJのガスを常温及び常圧で 10 万立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき5億円（消費税等相当額を含まないものとします。）といたします。	変 更

変更後の小売託送供給約款
（注2）当社負担額の上限値は1需要場所につき5億円（消費税等相当額を含まないものとします。）といたします。

<（別表第 1 2）供給区域等>

現行の小売託送供給約款	備 考
別表第 1 2）供給区域等 この別表第 12 は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。 1. 供給区域	変 更

変更後の小売託送供給約款
（別表第 1 2）供給区域等 この別表第 12 は、2025 年 9 月 1 日から実施いたします。 1. 供給区域

< 1. 供給区域（1）東京地区等 >

現行の小売託送供給約款		備 考
埼 玉 県	西区 大字飯田 ．．． 大字峰岸のうち 荒川左岸堤防以東 ．．． 宮前町	変 更

変更後の小売託送供給約款	
埼 玉 県	西区 大字飯田 ．．． 大字峰岸のうち 荒川左岸堤防以東 西大宮 1 丁目，西大宮 2 丁目，西大宮 3 丁目，西大宮 4 丁目 ．．． 宮前町